

# 北前野フォーティワン会則

## 第1条 【会の理念】

この会は、FC 北前野に関わる者が、継続してサッカーをする環境確保する為に編成する一般・シニア及びスーパーシニアのサッカークラブであり、板橋区サッカー連盟等の事業に参加するなど、サッカーを通して親睦を深め、共に楽しむことを目的とする。

## 第2条 【名称】

この会の名称は北前野フォーティワンと呼称する。

## 第3条 【会員】

この会の会員は、FC 北前野の OB・指導者及びその他のサッカー愛好者で、会の趣旨に賛同する者にて構成する。

## 第4条 【役員】

この会に次の役員を置く。

- 一、顧問 1名
- 一、会長 1名
- 一、副会長 2名（一般代表・シニア代表）
- 一、総務 若干名
- 一、会計 若干名
- 一、会計監査 2名
- 一、代表 3名（一般・シニア・スーパーシニア）兼任可

## 第5条 【役員任期】

役員任期は一年とし、再任を妨げないものとする。

## 第6条 【役員会】

役員会は、第4条の役員を以て構成し、必要に応じて会長が招集する。

## 第7条 【総会】

総会は、全会員を以て構成し、毎年度行うものとする。

- 一、役員会で必要と認める場合、臨時の総会を招集することができる。

## 第8条 【任務】

役員任務は次のとおりとする。

- 一、顧問は会で発生した相談事に適切な助言をし、会の運営を補助するものとする。
- 一、会長は会の円滑な運営を図るものとする。
- 一、副会長は、会長を補佐し、円滑に遂行するものとする。
- 一、総務は、役員会及び総会に関する事務を行うものとする。
- 一、会計は、会費の徴収及び管理し、予算の執行に関する事務を行うものとする。
- 一、会計監査は、年度末及び必要に応じて、監査を実施するものとする。
- 一、代表は、運営委員及び審判委員を指名し、板橋区サッカー連盟への加盟申請を行うとともに、試合の実施に関する事務を行うものとする。

## 第9条 【入退会及び休部】

- 一、この会に入会を希望する者は、代表に申し出て、会の承認を得るものとする。
- 一、退会する者は、速やかに代表に申し出るものとする。
- 一、休部する者は、原則として11月末までに、代表に申し出るものとする。

## 第10条 【会費】

- 一、 会費等は、納入期限までに指定の口座に納入するものとする。
- 一、 納入期限までに入金がない場合は、入金が完了するまでリーグ戦への参加は出来ないものとする。

## 第11条 【その他】

この会に定めのない事項及び運営上疑義が生じた場合は、役員会に於いて協議し決定するものとする。

## 第12条 【細則】

この会則の実施に必要な細則は、別に定める。

# 細 則

### 《1》 入会金及び会費

- 一、 入会金は、3,000円とする。但し、20歳未満のものは半額とする。
- 一、 会費は年額10,000円とし、1月25日までに全額を納入するものとする。  
但し、諸事情により分納も可能とする。その場合は、1月25日、7月末日に5,000円を納入する。  
なお、4月1日時点で20歳未満及び60歳以上の者は半額とする。
- 一、 休部者の会費は免除とする。従って、休部者の傷害保険は未加入とする。
- 一、 休部者はリーグ戦への参加は出来ない。  
但し、朝練習、区民大会及びマスターズ大会への参加は可能とするが傷害保険等は各自で加入すること。

### 《2》 審判及び交通費等の助成

- 一、 審判 2,000円
- 一、 講習会・研修会等 1,000円
- 一、 審判資格取得 取得費の半額（但し初回取得のみとする。）
- 一、 運営 1,000円（各カテゴリー2名の参加とする。）

### 《3》 事務・事業計画及び責任者

- 一、 1月 連盟加盟申請・追加登録 ⇒ 各カテゴリー代表者
- 一、 3月 傷害保険加入 ⇒ 会計担当
- 一、 3月 連盟総会 ⇒ 各役員
- 一、 新年度総会（会場設営・資料作成） ⇒ 総務担当
- 一、 8月 区民大会等参加申請・監督会議 ⇒ 各カテゴリー代表者及び監督
- 一、 12月 講演会 ⇒ 各役員

### 《4》 ユニホーム

- 一、 ユニホームは、原則として個人所有とする。
- 一、 個人所有のユニホームは、退会時に会が時価で買い取り保管する。

### 《5》 会費等振込先

みずほ銀行

志村支店（普通預金）

口座番号 1952320

北前野フォーティワン